第四十九条の二第三項第一号	医療	介護
	第五十条第二項	第五十四条の二第四項において準用する第五十条第二項
第四十九条の二第三項第二号	医療扶助	介護扶助
	医療を	介護を
第五十条第一項及び第二項	医療	介護
第五十一条第二項第一号	第四十九条の二第二項第一号から第三号まで	第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第二項第二号、第三号
第五十一条第二項第二号	第四十九条の二第三項各号	第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第三項各号
第五十一条第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
第五十一条第二項第九号及び第十号	医療	介護
第五十二条第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十二条第二項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第五十三条第一項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬の額	介護の報酬の額
第五十三条第三項から第五項まで	診療報酬	介護の報酬
第五十四条第一項	医療扶助	介護扶助

第七条　法第五十五条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七条及び第八条を次のように改める。

（出産扶助等に関する読替え）

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条の二第二項第四号	第五十一条第二項	第五十五条第二項において準用する第五十一条第二項
第四十九条の二第二項第五号	第五十一条第二項	第五十五条第二項において準用する第五十一条第二項
第五十一条第一項	第五十五条第二項において準用する第五十一条第二項	

（就労自立給付金の支給に関する事務の委託）

第八条　法第五十五条の四第二項に規定する支給機関（以下この条において「支給機関」という。）は、被保護者との連絡上就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託して行うことが適当であると認めるときは、同条第三項の規定により、当該被保護者に係る就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託することができる。

2　就労自立給付金の支給に関する事務の委託に当たつては、関係の支給機関は、協議により当該委託に関する条件を定め、議会の同意を経なければならない。

3　支給機関は、法第五十五条の四第三項の規定により就労自立給付金の支給に関する事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならない。

第四十九条の二第二項第六号	第五十四条第一項	第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項
	第五十一条第二項	第五十五条第二項において準用する第五十一条第二項
	第五十一条第一項	第五十五条第二項において準用する第五十一条第一項
第四十九条の二第二項第八号	医療	助産又は施術
第四十九条の二第三項第一号	医療	助産又は施術
	第五十条第二項	第五十五条第二項において準用する第五十条第二項
第四十九条の二第三項第二号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	医療を	助産又は施術を
第五十条第一項及び第二項	医療	助産又は施術
第五十一条第二項第一号	第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれか	第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第二項第二号又は第三号
第五十一条第二項第二号	第四十九条の二第三項各号	第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第三項各号
第五十一条第二項第三号	第五十条又は次条	第五十五条第二項において準用する第五十条
第五十一条第二項第五号	診療録	助産録
第五十一条第二項第九号	医療	助産又は施術
第五十四条第一項	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	診療録	助産録